

平成26年第4回蟹江町議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成26年12月17日(水)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 ( 開 議 )	12月17日 午前9時00分宣告(第4日)			
応 招 議 員	1番	松本正美	2番	戸谷裕治
	3番	水野智見	4番	安藤洋一
	5番	山田新太郎	6番	伊藤俊一
	7番	中村英子	8番	黒川勝好
	9番	菊地久	10番	佐藤茂
	11番	奥田信宏	12番	吉田正昭
	13番	高阪康彦	14番	大原龍彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常特別勤職	町長	横江 淳一	副町長	河瀬 広幸
	政推進策室	室長	服部 康彦		
	総務部	部長	加藤 恒弘	次長兼 総務課長	江上 文啓
		次長兼 安心安全 課長	岡村 智彦	税務課長	磯野 弘幸
	民生部	部長	佐藤 一夫	次長兼 子育て 推進課長	鈴木 利彦
		次長兼 住民課長	伊藤 満	高齢介 護課長	橋本 浩之
		保険医療 課長	伊藤 光彦		
	産設業部	部長	上田 実	次長兼 まちづく り推進 課長	志治 正弘
	会計管理室	会計管理 室兼会計 管理室長	山本 章人		
	上下水道部	次長兼 下水道 課長	加藤 和己		
	消防本部	消防長	奥村 光司	消防署長	佐藤 安英
		総務課長 兼予防 課長	伊藤 啓二		
	教育委員会 事務局	教育長	石垣 武雄	次長兼 教育課長	川合 保
		生涯学習 課長	伊藤 保光		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議事会局	局長	松岡 英雄	書記	飯田 和泉
議事日程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				

- 日程第1 議案第75号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）
- 日程第2 議案第63号 蟹江町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第3 議案第64号 蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について
- 日程第4 議案第72号 平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第5 議案第73号 平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第6 議案第74号 平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 発議第10号 子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書の提出について
- 日程第8 発議第11号 県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書の提出について
- 日程第9 発議第12号 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の提出について
- 日程第10 閉会中の所管事務調査及び審査について

○議長 吉田正昭君

皆さん、おはようございます。

定刻までにご参集いただき、まことにありがとうございます。

本日は平成26年第4回蟹江町議会定例会の最終日でございます。ご協力をお願いいたします。

皆さんのお手元に、発議第10号から発議第12号までの意見書提出議案、総務民生及び防災建設常任委員会の審査報告書、議会運営委員会報告書、議案第63号に関する参考資料が配付してあります。

また、平成26年第3回定例会会議録の写しが配付してありますので、お目通しをお願いいたします。

ただいまの出席議員は14名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

ここで、12月11日に開催されました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 奥田信宏君、ご登壇ください。

(11番議員登壇)

○議会運営委員長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

それでは、去る12月11日の一般質問終了後に開催いたしました議会運営委員会の協議結果の報告を申し上げます。

1つ目に、意見書の取り扱いについてであります。

9月定例会後に提出された12件の意見書の取り扱いについて協議をいたしました。

1、採択することになった意見書は3件でございました。

ア、「子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書」、イ、「県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書」、ウ、「女性が輝く社会」の実現に関する意見書」、この3件は全会派の賛同が得られましたので、最終日に議員提出議案として上程し、採択することになりました。

次に、不採択することになった意見書は、委員会報告書(2)のアからケまでの9件で、全会派の一致を見ることができませんでしたので不採択となりました。お目通しを願います。

2つ目に、平成27年第1回(3月)定例会の日程が決まりました。委員会報告書に添付されているとおりでございますので、よろしく願いいたします。

3つ目に、追加議案についてであります。議案第75号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」、以上1件については追加議案として冒頭に上程し、精読の後、追加日程により審議、採決を行います。

最後に、その他についてであります。

(1) 3月議会議案説明会についてであります。平成27年2月19日木曜日、午後1時30分

から役場3階協議会室において、全議員に議案説明をいたします。午後になっておりますので、ご了承いただきたいと思えます。

(2) 「中部第一輸送株式会社」火災現場視察についてであります。本日12月17日水曜日、議員総会終了後に、参加を希望する議員で中部第一輸送株式会社火災現場の視察を行います。詳細につきましては昨日12月16日に発送されました通知のとおりでございます。

(3) 朝日新聞・毎日新聞・読売新聞による「蟹江町議選・調査票」についてであります。まだご提出をされていない議員は本日12月17日中に事務局までご提出をお願いいたします。

以上、ご報告いたします。

(11番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長 吉田正昭君

日程第1 議案第75号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第5号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 加藤恒弘君

提案説明した。

○消防長 奥村光司君

提案説明した。

○議長 吉田正昭君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○9番 菊地 久君

9番 菊地です。

補正予算の提案をされたわけですが、この補正予算の提案に当たりまして、何ら一向に触れておりませんし、報告はないので非常に残念でありますから、私のほうから改めて、現時点、補正予算をきょう提出するに当たりまして、まず第一、消火は済んだんですね。消防団とかかわり合ったそれぞれの関係各位につきましては何月何日で終わられたのか。そしてその結果、補正予算はこういうことで出されたということなのかどうか。

それから、火災を発生させた工場、第一輸送さん、そちら側の会社から町へ対して挨拶ですね、何月何日をもって鎮火いたしました。いろいろ町民の皆さん方にご迷惑をおかけいたしました。大変ありがとうございましたというご挨拶があったのかどうか。また、企業側としてこれだけの大きな火災が発生して多くに住民の皆さん方に多大なご迷惑をかけた。個人的でも、火災が発生したときに鎮火したとき、書状で本当にご迷惑をかけましたというチラ

シなどがよく新聞内容で出ておられるわけでございますけれども、私は目につけていないかもしれませんが、一般的にこれほどの企業でありますので、社会的な責任を持った大企業です。その企業側からそういうお礼というか、鎮火したに当たって、町民の皆さん方に多大な迷惑をかけました。町のほうから何らかの機会があったときにご報告してくださいと、本当にありがとうございましたというようなご挨拶だとかそれらしきものがあったのだろうか。

その辺のことについてはきょうの時点で町側が全然触れられていない。ということは何もなかったというふうに私は解釈をするわけです。それから、鎮火がいつ終わって、そして消防団はいつ引き上げたというような報告もないわけです。

こういう今までの形では、議会事務局を通じて安心安全課からこういう通知がきましたとか、どこどこからきましたとかというのは議会事務局から3回だと思いますけれども、ファクスをいただいております。そしてまたその中にも、今予算にも入っておりますけれども、他の応援をしてくださった各市町村の延べ人数、出動人数などの数字が上げられたのが12月5日、だから12月5日の時点のこれは数字なんだろうか。今度の予算はその数字に基づいての出動手当だとかが入っておりますけれども、その数字で計算をされたものかどうか。

例えば名古屋市消防局のほうでは延べ人員230人という数字も出ておりますし、本町は153人、それから、車両数も全部書かれたのが出ております。全部で車両数は126台、それから出動人員は483人です。特に車両数について本町が39台なのに、名古屋市のほうが64台出ているわけです。それから、出動人員も蟹江町は153人、名古屋市の消防局から230人、他の町村もずっと書いてあるわけです。また非常備消防団の皆さん方の数字も出されてきておりますけれども、この数字を計算式の中の補正予算として書かれているのかどうなのか、正直言ってちょっとわかりません。

これだけの全国ニュースに載ってまして、よその県のほうからも蟹江にいる子供のところへ心配で、おい、蟹江はえらい火災だけれども、おまえのところの家は大丈夫かとか、そういう電話もひっきりなしにもらったようであります。それほど全国ニュースになっている大火災なんです。あわせて、各町内、被害をこうむったと思われる町内、例えば自動車が灰で真っ白けになったとか、学校の生徒の問題もそうありますが、それらのいろいろな状況を今の時点で町は掌握されているのかどうか。例えばこの火災発生によって、その周辺の皆さん方はどんな状況であったのか。被害的なものがあったのか、なかったのか。周辺の商店は、例えば蟹江町でない北側の商店の人たちもその間お客が来なくてどえらいあれだったとか泣き言も聞いてきましたけれども、影響というのは非常に大きかったわけです。その影響が大であったのをどうこう言うわけではありませんけれども、これからの参考にしなければいけませんものですから、どういう形でこういう問題が発生した。そして火災発生の原因はどこにあった。そして初期消火に当たった蟹江の消防団が行った。そのときにどうだった。名古屋市の消防局が応援に来たときに、名古屋市消防局の人たちは蟹江の消防に対

してどういう認識を持ったのか。どういう形があったのか。いろいろなことが耳に入ってくるわけです。いいとか悪いは別にいたしまして、必ず何かの時点で整理をしなければならない時点が発生するかもしれない。そのためにも町としてはきちんとした問題整理をしていて、整理の結果、今回町が一般会計上は1,000万円をちょっと超す費用を蟹江町の税金から使われるわけです。

火災でありますので、これを使ったから会社に対して損害賠償を請求するというようなことはあり得ないことでありますから、逆に、業者側からいうと、消火活動に当たって消防のほうにミスがあったとか、これはあのときこうでなかったら、火災もこんなにならなんだというような問題が出てくると、逆に今度は業者が町へ対して、町も問題がある、だから何とかしてくれというようなことを言うことだってあり得ることです。だから、そのときに、いや、万全な態勢であってということをしきりと整理をしてほしいわけ。

数字上は、使った金で計算してずっと要るものを作って補正で済むわけ、そのことについて、最初発生をした時点の11月29日、そして12月2日の議会のときに、私は大丈夫なんですか、状況をきちんとしておかないと大変ですよと。通行どめの問題もありました。12月7日に解除、その間もいただきましたし、大変な交通渋滞があつて多くの人たちも大変だったと思いますけれども、そういうようなことなんですね。簡単な1軒倉庫が燃えてどうのこうのという火災ではなかったものですから、本当に全国的にも注視されたような大きな火災であったものですから、行政としてそれらしい対応をしなければいけないと私は思いましたので、この補正予算を提出された結果で出されたことで、必要なものは必要で、経費で買いますよ、これもわかります。

だからもう一度、私が最初言いましたように、いつ、消防活動は11月29日に行った後、何月何日で終わりましたよ。これは向こうの会社との消火活動は完全にこの時点で終わりました。その終わった時点での例えば消防の関係で出勤した人数というのはここに書いてあります、出されたファクスの人数で本当に予算化しているのでしょうかということですね。その辺のところもきちんとしないと、いつから発生していつに終わった。終わった数字はこうですよと、これに基づいて予算はしましたとかというようなことが必要でありましたので、前段を申し上げましたけれども、いま一度、今私が言いました心配事等々についてはもう間違いない、こうこうで終わりました、今現在こうだというような説明をまずしていただいて、それから、したがって、今度の補正予算は数字上、消耗品費とか人件費だとかこういう数字でこれで終わります、後は問題ありません、こういう補正予算なのかどうか、まずお願い申し上げます。

○消防長 奥村光司君

菊地議員のご質問にお答えさせていただきます。

質問内容が大変多くございまして、満足にお答えできるかどうかわかりませんが、まず初

めに、出火してから鎮火に至るまで45時間かかっております。鎮火時刻が平成26年12月1日13時24分をもちまして鎮火報を出してございます。しかしながら、まだ警戒態勢が続いている現状でございます。

消防団の活動につきましては、12月3日から6日まで警戒に当たっていただき、6日をもって終了させていただいております。ですので、12月6日を起点といたしまして補正予算の計上に当たっております。それにつきましてはまだ車両の修繕費等がなかなか出てこなかったものですから、6日に決定させていただいて補正として上げさせていただいたということでございます。

それから、出動人員の関係でございますが、これは先ほどもお話し申し上げましたけれども、相互応援協定というものがございまして、その協定の中で出動に際する応援隊の費用は応援隊が持つということになっておりますので、こちらで支出するのは応援隊の燃料費と食糧費のみで計上させていただいております。

あと周辺の被害があったかどうかという問題でございますが、これにつきましては通行どめが12月8日午後6時までと10日間にわたりましたので、その間の苦情等があったやに思っております。

以上でございますが、何かほかに落ちた点があればまたご指摘いただきたいと思っております。

中部第一からのお礼につきましては、うちのほうでは情報としては聞いてございません。

以上でございます。

#### ○町長 横江淳一君

経緯経過につきましてはファクスでお送りしたのが全てでございます。

この後いろいろなものが出てくるかということにつきましては、まだわからない部分がひとつあるとすれば、周辺の影響として個人的に損害が中部第一さんに対してどうなのということは我々ではちょっとはかり知れない部分があるのも事実でございます。とにかく町に直接聞いている話は今のところはございません。

それと消火は済んだのかということですが、それは今聞いていただいたとおり、基本的には消火は済んでおりますが、警戒態勢はまだ継続しているのも事実でございます。今解体を進める中で時々まだ煙が発生したり熱を持ったりする部材があるということで、何かありましたらすぐ消防署のほうに電話してくれ、すぐ出るという警戒態勢は今もとっているのが事実でございます。

ですから、それが12月1日の鎮火ということには事実上なるわけですが、まだまだちょっと最終的に消火残渣というのか、中のものを出すのに時間がかかっておりますので、警戒態勢はまだちょっとしばらく続くというふうに考えてございます。

あと一番肝心な会社のほうから町に対して、また町民に対してそういう挨拶があったのかということですが、今消防署のほうにはないということですが、私のところへ



は、実は専務の方がお見えになりまして、一言、えらいことをやっちゃって大変迷惑をおかけしましたということでお見えになったのは1回ございます。そのときには、あと通行どめを一日も早く解除したいので協力をくださいという私のお願いに呼応してお見えになったということだというふうに私は理解をしております。

先ほど言いました12月8日午後6時までいろいろな話し合いがあった中で、直接代表者の方から私のほうへお見えになって正式な陳謝云々についてのことはございませんが、たまたま私が現地の消防隊の様子を見に行ったときに代表者の方とお会いしました。そのときに、私に対してご迷惑をおかけしましたと最後に頭を下げられたことは1回ございます。

あと消火云々のことに対しては、まだまだ原因がはっきりしていない部分がございますので、原因追及、結果を見てからまた対処したいなということは今現在では考えております。

一千万余になります補正予算は大変大きなものであります。蟹江町としても繰越金だと言ってもこれは皆さんの税金でございますので、しっかりと議員各位にご説明をさせていただいているのがきょうの提案の内容でございますが、この先個人的ないろいろな状況だとかについては、先ほど申し上げましたとおりまだまだわからない部分がありますが、我々としたしましてはそういうことがもしもありましたら、また皆様方にお話しする機会がありますとあれですけれども、個人的なことでございますので、ちょっとまだわからないということが今現状であります。

以上であります。

#### ○9番 菊地 久君

この火災発生とその対応について、消防の職員の皆さんや消防団の皆さんや、関係者が大変なご苦勞をされたことは事実でありますし、地域の人たちに火災によっていろいろ被害をこうむっている人たちもいることは事実であります。したがって、これほど大きな火災でありましたので、町としてはきちんと調査しておく必要がある。町民の皆さん方の声も調べておく必要があると、そういうことをしておかないと、これから万が一またあったときの参考にならないんですよ。

特に今私の耳に入ってくるのは、名古屋市の消防署と蟹江町の消防署との認識の違いがあったかどうか。仕方ないんですよ。名古屋市が大きな消防で、訓練もされておりますし、それだけの機材を持っております。そのことをまねせよということではありませんけれども、おかげでそのことによってうまく連携もとれてできたな。だから地域の周辺との連携だとか、こういうものは大事なことだな。必要であるから、予算もこうやってお出しすることは何もやぶさかでもありませんし、ご苦勞さんでしたということを行いますけれども、実態は中身だけはどうしてもきちんと整理をしてもらいたい。ここの対策会議ができているかどうかわかりませんが、これは大きな問題になるので、スタートのときにきちんと掌握できる、そういう体制だけはつくってよと私は申し上げたはずですよ。

だから出てくるところが、例えばファクス資料でもそうですよ。安心安全課から議会事務局へくる、今度は産業建設部のほうからくるとか、また、こういうことは1カ所ぼんどできて、そこからこうだよという指示命令だとか報告というのができなければいけないと思いますけれども、やっていることがばらばらでしょう。これだけ全国的ニュースになり、多くの関心のあった大火災が一番大事な蟹江町政がどうだったのと言われたって、正直言って恥ずかしいですよ。いや、しっかりしてまっせ、本当に町民の皆さんにも安心してもらえる、この問題は解決した、こういうことは報告もできますということをやらないと、蟹江町の行政そのものが何やとると言われたら、一生懸命やったって意味ないの。消防団の皆さんまで出て、夜3人ずつだと思いますけれども、当番で出てもらったとか、夜、消防署の職員ももちろん職員ですので、やむを得ぬと言えばそれで済むかもしれませんが、多くの方がこうやって努力をした成果が成果として、ああ、よかった、よう頑張ってくれたなど、今のままなら何も浮き彫りに出てこない。ご苦労の感謝はどういうことを言ったのか。誰が掌握しているの。そんなことだと、大水害だとか防災問題がよう出ますけれども、大変ですよ。だから、常に災害が起きる前から何を想定して訓練をし、連携をし、やっておみえるのだと思いますけれども、今これを聞いたただけだと寂しい限りです。ぜひ反省してもらいたい、もっともっと真剣にやってもらいたい。真剣にやったかもしれんけれども、そういう姿が浮かび上がらん。

また、相手方の会社に私は文句を言うつもりもありませんけれども、一般論として、第一輸送の社長にも私実は会いました。火災で一生懸命片づけているときでございましたので、名刺交換、あ、ご苦労さん、大変でございますねで終わりました。しかし、これだけの会社が、本来ならば、きちんと、一般常識ですよ。常識だったら、いつ鎮火しました。出火の原因は明確であるかどうかわかりませんが、多大なご迷惑をかけましたと町へ来て、町長のほうから、やはり来たと言って報告がきょうできないといかんのですよ、本来ならば。第一輸送の社長さんがござった。役員がそろって見えて、蟹江町民の皆さん方に町にも多大なご迷惑をおかけしました。よろしく皆さんにもお伝えくださいませと、今後当社としてもこういう火災問題については出させないように、一生懸命防災訓練をしたり機具を整えたりして万全な体制で今後も進めていきたいと思っておりますというのが一般的ですわ。記者会見を一遍やっごらんさい、どういうことになるのか。

こういうことがどうも何か認識不足で仕方がございませぬ。済んだことをとやかく言うつもりはありませんけれども、ぜひそういう状況で寂しかったなど、会社のほうの態度も私は正直言って、きょう議会で現地を見てまいりますけれども、今一生懸命シートを敷いて中の機材を壊しながらやってみえることもよくわかります。見てまいりたいと思っておりますけれども、やはり今後の参考にしなければいけませんので、まずはお互いの基本的な姿勢、その辺がどうも欠けておったのではないかといいて寂しい限りでございます。ぜひその前段をきちんと

していただければ、私はこの細かい数字をざっと出されておりますし、使われた費用、これはやむを得ぬかなというふうに思いますので、中身について質問するつもりはありません。

ひとつそういうことが伝わらなかったものですから、残念で仕方ないと思います。

○11番 奥田信宏君

11番 奥田です。

実を言うと先ほどの説明の中で、一番初めに私ども5日の防災建設常任委員会で説明を受けました経過報告、議員の中で菊地さんを初め半数の方は聞いて見えないわけでありまして、そこら辺から本当は説明をきちっとしていただくのが多分本来だろうと思っておりますし、それはそこら辺の数字だけの説明をされてしまったので余計ちょっとわかりにくかった。まずこれはちょっと苦情を申し上げておきます。

それから、私今お聞きしたいのは、道路をとめておりましたガードマンの費用ですとか、そういうのは当然出てきておりませんが、そういう附帯の説明が全然ないので、例えば消防団は各団から何人かずつ出して5日間やってもらっていた、何をやっていたのかとか、そういう説明がなしに、例えばの話、東名阪ですとか全部人が出ていましたよね。あの費用は誰が持つのか。蟹江町では当然持っていないのだろうと思いますが、そういうことの説明もお聞きをしておきたいと思います。

○産業建設部長 上田 実君

それでは、道路に関して私のほうから答弁させていただきます。

通行どめに関しては愛知県の県道を通行どめをしております。県道の通行どめに関して交通整理員だとか誘導員を立たせたわけですが、こちらの費用に関しましては愛知県維持管理課のほうで管理をし、出向もしているところでございます。あとそれ以外にも看板等も設置をしておりますが、愛知県のほうからそういった看板で整理をされたものであります。

私からは以上です。

○消防長 奥村光司君

消防団の警備について、私のほうからご説明させていただきます。

消防団の警備につきましては12月3日から6日まで、午後8時から零時までの間でございますが、警備内容としましては建物の外周、それから、残火の警備に当たっていただいております。

以上でございます。

○11番 奥田信宏君

道路は県の維持管理課がされたのだろうとは思っていたのですが、ちょっと疑問というのか、例えば中部第一さんは火事で大変だったのだろうと思いますが、あそこがガードマンを出してみえたということはなかったんですか。そこら辺もちょっとお聞きをしたかったんですが。

○産業建設部長 上田 実君

道路に関する誘導について中部第一さんのご協力があったかというご質問だと思うんですけども、私が知り得ている中では中部第一さんが道路に出て誘導するという事はなかったです。ただ、中部第一さんのところの出入り口のところは大変広くございますので、そちらに関してはやはり自社のほうで誘導をされていたというふうに思っております。

以上です。

○議長 吉田正昭君

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第75号は精読にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第75号は精読とされました。

○議長 吉田正昭君

日程第2 議案第63号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は総務民生常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

総務民生常任委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(8 番議員登壇)

○総務民生常任委員長 黒川勝好君

それでは、総務民生常任委員会に付託されました1案件につきまして、12月5日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

最初に、議案第63号「蟹江町国民健康保険条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入りましたところ、分娩費はいくらくらいかかるのか、また平成25年度に出生届を出された方は何人かという内容の質疑がございました。これに対しまして、出産費・入院費の平均は病院で大体40万円、個人の産院は幅が広く30万円から100万円、助産所は30万円から35万円である。また、434の方がお生まれになったという内容の答弁がございました。

次に、出産育児一時金は各保険によって額が違うのか。また、出産祝い金はどうなのかという内容の質疑がございました。これに対しまして、出産一時金では町で定めている42万円が定額、あとは各保険のお祝い金が加算されると思うが、蟹江町では出産祝い金はなく、近隣市町村のデータも把握できていないので調査するという内容の答弁がございました。

この調査につきましては、きょう皆様のお手元にお配りいたしました愛知県内市町村の出産祝金・祝品の支給状況というもので配付させていただいておりますので、お目通しのほどをお願いいたします。

次に、出産育児一時金が増額されることにより、町の負担が増えるのではないか。また、一時金の支払いは世帯に支払うのかという内容の質疑がございました。これに対しまして、基本的には産科医療補償制度に加入している場合の42万円を支払うことを想定しているので、負担については問題ない。一時金の支払いは、病院での出産費に充てられ、その差額が、出産された方の病院への支払いとなるので、経済的負担は軽減されると考えているということでございます。

他に若干の質疑がございましたが、質疑を打ち切り、討論を求めたところ、討論もなく、議案第63号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

以上、報告にかえさせていただきます。

(8番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第63号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案63号は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第3 議案第64号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたします。

本案は防災建設常任委員会に付託されております。

委員長より審査結果の報告を求めます。

防災建設常任委員長 大原龍彦君、ご登壇ください。

(14番議員登壇)

○防災建設常任委員長 大原龍彦君

防災建設常任委員会に付託されました1案件につきまして、12月5日に委員会を開催し、全員出席のもと審査を行いましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議案第64号「蟹江町消防団員等公務災害補償条例の一部改正について」を議題といたしました。

審査に入ったところ、これまで年金や公務災害を受給している人は児童扶養手当の対象外だったのが、今回の改正によって、対象になるのかという内容の質疑がありました。これに対して、お見込みのとおりという内容の答弁がありました。

次に、全体的に議案に対する説明が不足している。具体的な要点を説明してほしいという内容の要望がありました。

次に、町消防団員に該当するような方はいるのかという内容の質疑がありました。これに対して、OBの方を含めて、対象となる人はいないという内容の答弁がありました。

次に、児童扶養手当の受給対象となる人が公務災害補償を受ける事態となった場合には、調整して支給されるようになるのかという内容の質疑がありました。これに対して、消防団員の公務災害補償が児童扶養手当法の対象となっていないので、全額支給されているという内容の答弁がありました。

次に、中部第一輸送株式会社の火災で、いったん鎮火となったが、また消防団が出動となっていると聞いたが、どのような体制で出動しているのか。また、補償はどのようなようになるのかという内容の質疑がありました。これに対して、12月3日から7日までの間、午後8時から12時まで、1日2個分団、1分団5人ずつ出動してもらい、残火及び外周の警備にあたっていただいている。補償については、当然、出動手当、事故等があれば公務災害と、補償に該当する状況で出動していただいているという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、討論を求めましたところ、討論もなく、議案第64号は全員賛成で可決すべきものと決しました。

付託案件終了後、平成26年11月29日に発生しました中部第一輸送株式会社の火災の状況報告がありました。報告に対して、まだ煙は出ているが、鎮火なのかという内容の質疑がありました。これに対して、いったん収まったので鎮火の報告は入れたが、また再燃してしまい、残火処理を行っているという内容の答弁がありました。

次に、消防団の警備が終わる夜中12時以降はどうなっているのかという内容の質疑がありました。これに対して、12時以降は2時間おきに消防署職員が警戒に回っている。また、中部第一輸送の社員が在中しているので、何かあればすぐに連絡をいただくようにしているという内容の答弁がありました。

次に、ヘリコプターで上から薬剤をまいて消すことはできなかったのかという内容の質疑がありました。これに対して、ヘリコプターではピンポイントで水を落とすのはなかなか難しいと思うという内容の答弁がありました。

次に、あのような大きな建物はスプリンクラーなどの設置義務はないのかという内容の質疑がありました。これに対して、一般的には、倉庫はどんなに大きくてもスプリンクラーの設置義務はない。一定以上の指定可燃物を収容する場合はスプリンクラー設備の設置が必要となってくる。中部第一輸送の倉庫は、指定可燃物はあったが、基準に達するまでの保管がされていなかったなので、法的に設置義務はなかったという内容の答弁がありました。

他に若干の質疑がありましたが、質疑を打ち切り、報告を終了いたしました。

以上、報告をさせていただきます。

(14番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

以上で委員長報告を終わります。

直ちに委員長報告に対する質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第64号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第64号は委員長の報告のとおりに可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第4 議案第72号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第72号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおりに決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第5 議案第73号「平成26年度蟹江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第73号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第6 議案第74号「平成26年度蟹江町介護保険管理特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりますので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第74号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君



日程第7 発議第10号「子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

菊地久君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○9番 菊地 久君

議長の指名によりまして、私のほうから提案をさせていただきたいと思います。

発議第10号 子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、菊地久。

賛成者、同、伊藤俊一、同、高阪康彦、同、奥田信宏でございます。

では、案文を朗読させていただきまして、提案にかえさせていただきたいと思います。

子どもの医療費無料の国の制度をつくることを求める意見書(案)。

子どもの人口が33年連続で減少しています(『15歳未満の推計人口』総務省2014年4月1日発表)。

親世代の低賃金、長時間労働など劣悪な労働環境とともに、子どもを産み育てることにお金がかかりすぎるのが要因にあります。

子育ての大きな不安の一つに、子どもの病気があります。子どもは病気にかかりやすく、抵抗力が弱いため重篤化することも多く、早期発見・早期治療を支える環境が非常に大切です。

「子どもが『歯が痛い』と言っているのに我慢しなさい、と言わなければならないのがつらい」「2人受診し1回約5,000円。お金がかかるので1人分の薬を2人で飲んでいる」「アトピーでの通院をやめた。この先が不安」など必要な治療が受けられない状況です。

子どもの医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援になります。2001年6月参議院本会議で採択された「少子化対策推進に関する決議」では、「乳幼児医療制度の国庫助成」などを「重点的に取り組むべきである」と求めています。

また、各自治体で行っている現物支給による子どもの医療費助成に対し「ペナルティ」として、国民健康保険の国庫負担金が減額される仕組みとなっておりますが、子ども医療費を無料にすることは、病気の早期発見・早期治療につながり、結果的に医療費削減につながります。現物給付による子どもの医療費助成に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額することはやめるべきです。

安心して子どもを産み、育てることのできる社会、全ての子どもが健康に生活できる環境をめざして、以下の項目を緊急に実施されるよう強く要望いたします。

記。

1. 子どもの医療費無料制度を18歳年度末まで現物給付で創設してください。
2. 現物給付による子どもの医療費助成に対し、国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成26年度12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、総務大臣です。

以上です。

(9 番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第10号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第10号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第8 発議第11号「県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

伊藤俊一君、ご登壇ください。

(6 番議員登壇)

○6番 伊藤俊一君

ご提案申し上げます。

発議第11号 県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、伊藤俊一。

賛成者、同、高阪康彦、同、奥田信宏、同、菊地久でございます。

提案説明は、朗読をもって提案とさせていただきますので、よろしくお願ひ申し上げます。

県民の医療を守り、医療提供体制の充実を求める意見書（案）。

この数年にわたる社会保障連続改革と増税により、国民が受ける社会保障の給付は削減され、負担は大幅に増加した。そのしわ寄せは低所得者を直撃し、格差社会の拡大がさらに深刻になっている。

とりわけ、国民健康保険制度の広域化がすすめられるなか、市町村からその財政を切り離して保険料徴収だけの運用となれば、国民健康保険制度そのものが破たんしかねない状況にあり、国や県がしっかり財政を確保していくことが不可欠である。それにも関わらず、県は今年度から補助金を打ち切った。

また、今後県が作成する医療機関ごとの医療の必要量を示す地域医療ビジョン策定にあたり、国が病床削減を前提としたガイドラインを策定すれば、愛知県の医療提供体制に影響が及ぶため、地域の実情をふまえたものにしていくことが不可欠である。

いまこそ、県民の不安をなくす医療提供体制の確保と、暮らしに安心・安全を保障するため、憲法第25条にもとづく医療・社会補償の充実が求められている。

したがって、愛知県におかれては、下記事項について措置を講ずるよう強く要望する。  
記。

1. 国民健康保険の県の補助金を復活すること。
2. 県が今後すすめる地域医療ビジョン策定にあたっては、安易な病床削減を前提としないこと。また、策定委員会に医療提供者、地域住民、労働者の代表を入れるとともに、3者の意見を十分反映したものにすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成26年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、愛知県知事。

以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

（6 番議員降壇）

○議長 吉田正昭君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

（なしの声あり）

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第11号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第11号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第9 発議第12号「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の提出について」を議題といたします。

提案説明を求めます。

高阪康彦君、ご登壇ください。

(13番議員登壇)

○13番 高阪康彦君

ご提案申し上げます。

発議第12号 「女性が輝く社会」の実現に関する意見書の提出について。

上記の意見書を別紙のとおり提出する。

平成26年12月17日提出。

提出者、蟹江町議会議員、高阪康彦。

賛成者、蟹江町議会議員、奥田信宏、同、菊地久、同、伊藤俊一でございます。

朗読をもって提案といたしますので、よろしく願いいたします。

「女性が輝く社会」の実現に関する意見書(案)。

政府は、女性の活躍を成長戦略の柱の一つと定め、「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標を掲げ、「女性活躍担当相」を新設しました。

また、臨時国会には「女性の活躍推進法案」を提出し、その取り組みの推進を「国や地方自治体の責務」と位置づけ、仕事と家庭の両立を図る環境整備などに向けた基本方針を国が策定するとしました。そのうえで、国や地方自治体に加え従業員が300人を超える企業・団体に対し、女性管理職の割合や女性の採用比率、女性の勤続年数といった項目について状況把握・分析し、改善すべき事項等に関しての数値目標を盛り込んだ行動計画を定めて、これを公表することを義務付けることとしました。加えて、国は公共工事の実施や物品の調達などにあたって、女性の登用に積極的に取り組んでいる企業・団体への発注の機会を増やすとしています。

今後、わが国が世界で最も「女性が輝く社会」を実現していくためには、こうした取り組

みを確実に進めつつ、一層加速化していかなばなりません。

よって、下記の事項について適切な措置を講じられるよう強く要望いたします。

記。

1. 「2020年に指導的地位に占める女性の割合30%」との目標について、民間に先駆けて政府、国会、地方自治体がより早急に率先して取り組み、毎年その進捗状況について公表すること。

2. 女性が幅広い分野で活躍できるよう、職場復帰等の支援や、起業支援、在宅テレワークの推進など、女性が働きやすい環境整備のための支援措置を創設すること。

3. 家庭生活と仕事を両立できるよう、育児・介護休業制度の抜本的見直しや、子ども・子育て支援新制度、放課後子ども総合プランを着実に実施し、同一労働にもかかわらず男女間に生じる賃金格差の実質的な解消のために必要な措置を早急に講じること。

4. 働く女性が妊娠・出産を理由にした不利益な対応や嫌がらせを受ける「マタニティー・ハラスメント（マタハラ）」の撲滅に向け、企業などに対し、マタハラを防ぐ行動計画の策定を義務付けること。

5. 子どもの医療や教育に係る財政的支援や、子ども・子育て環境の充実に向けて予算・税制を抜本的に見直すこと。

6. 「女性の健康の包括的支援法」の制定、女性特有の疾病予防対策、不妊治療・不育症に対する助成の拡充など幅広い支援を一層拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年12月17日。

愛知県海部郡蟹江町議会。

提出先、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、女性活躍担当大臣、財務大臣、厚生労働大臣、経済産業大臣、国土交通大臣、文部科学大臣、総務大臣。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(13番議員降壇)

○議長 吉田正昭君

提案説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより発議第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第12号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

日程第10 「閉会中の所管事務調査及び審査について」を議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により閉会中の所管事務調査及び所管事務審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査及び所管事務審査に付することに決定いたしました。

○議長 吉田正昭君

お諮りいたします。

精読となっておりました議案第75号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」をこの際日程に追加し、議題にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、日程に追加し、議題とすることに決定されました。

○議長 吉田正昭君

追加日程第11 議案第75号「平成26年度蟹江町一般会計補正予算(第5号)」を議題といたします。

本案は精読となっておりましたので、直ちに質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第75号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

○議長 吉田正昭君

これで本定例会の会議に付議された事件は全て議了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じます。

以上で、平成26年第4回蟹江町議会定例会を閉会いたします。

(午前10時21分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長 吉田正昭

2番 議員 戸谷裕治

3番 議員 水野智見